

議事日程（閉会日） 令和6年9月17日 午前9時開議

- 日程第 1 議案第38号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 2 議案第39号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 3 議案第40号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 4 議案第41号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第 5 議案第42号 木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第43号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第 7 議案第44号 木曾岬町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
- 日程第 8 議案第45号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第46号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第47号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第48号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第49号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第50号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第51号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第52号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定について
- 日程第16 議案第53号 財産の取得について
- 日程第17 発議第 4号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書について
- 日程第18 発議第 5号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書について

日程第19 発議第 6号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の
拡充を求める意見書について

日程第20 発議第 7号 防災対策の充実を求める意見書について

日程第21 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

1番	後藤紀子	2番	古村護
3番	鎌田鷹介	5番	加藤真人
6番	伊藤守	7番	服部芙二夫
8番	三輪一雅	9番	伊藤好博

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町長	加藤隆	副町長	森清秀
教育長	伊藤芳彦	総務政策課長	小島裕紹
危機管理課長	坂倉丈夫	会計管理者	藤井光利
産業課長	中山重徳	建設課長	伊藤雅人
住民課長	伊藤正典	税務課長	神野美紀恵
教育課長	村上強	福祉課長	黒田和弘
子ども・健康課長	佐藤信恵	ふれあいの里所長	松本大

事務局出席職員

事務局長	多賀達人	議会事務局	鈴木琴音
------	------	-------	------

=====

午前 9時 0分開議

○議長（三輪一雅議員） 皆様、おはようございます。

議員の皆様には、諸般何かとご多用の中、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

また、加藤町長をはじめ、執行部の皆様方におかれましても、ご出席をいただきありがとうございます。

さて、令和6年第3回定例会は9月2日から16日間の日程で開かれまして、本日が今期定例会の最終日でございます。この後行われます議案審議に際しまして、慎重審議をしていただきますよう、お願い申し上げまして開会の挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は8名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元のタブレットご覧のとおりでございます。

それでは、これより議事に入ります。

- 日程第 1 議案第 38号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第 2 議案第 39号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 3 議案第 40号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 4 議案第 41号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第 5 議案第 42号 木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 43号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第 7 議案第 44号 木曾岬町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
- 日程第 8 議案第 45号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 46号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第 47号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第 48号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第 49号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第 50号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第 51号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第 52号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定について
- 日程第16 議案第 53号 財産の取得について

○議長(三輪一雅議員) 日程第1、議案第38号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第2号)についてから、日程第16、議案第53号、財産の取得についてまでの16議案を一括上程し、これを議題といたします。

上程しました会議議件名を、議会事務局長に朗読いたさせます。

[職員朗読]

○議長（三輪一雅議員） ただいま議題としました議案につきましては、12日の一般質問日に、それぞれ付託されました各常任委員会の委員長報告と、その質疑が終わっております。

よって、これより、討論に入ります。討論は一括討論といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「上着を脱がせていただきたい」との声あり〕

○議長（三輪一雅議員） ここで暫時休憩といたします。

午前 9時 5分休憩

午前 9時 7分再開

○議長（三輪一雅議員） 休憩を解き、本会議に戻します。

再度読み上げさせていただきます。

ただいま議題としました議案につきましては、12日の一般質問日に、それぞれ付託されました各常任委員会の委員長報告と、その質疑が終わっております。

よって、これより、討論に入ります。討論は一括討論といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご異議なしと認め、一括討論といたします。

それでは、まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 討論者なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案採決に入ります。

議案の採決は、議会運営委員会でご決定いただいたとおり行いますので、ご理解願います。

それでは、日程第1、議案第38号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。よって、議案第38号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第38号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第2、議案第39号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。よって、議案第39号は、委員長の報告のと

おり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第39号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第3、議案第40号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。よって、議案第40号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第40号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第4、議案第41号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。よって、議案第41号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第41号は、委員長の報告のとおり、可決することに決定しました。

次に、日程第5、議案第42号、木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。よって、議案第42号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第42号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第6、議案第43号、三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。よって、議案第43号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第43号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第7、議案第44号、木曾岬町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。よって、議案第44号は、委員長の報告のと

おり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第44号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第8、議案第45号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する、それぞれの委員長の報告は、可決です。よって、議案第45号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第45号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第9、議案第46号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。よって、議案第46号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第46号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第10、議案第47号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。よって、議案第47号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第47号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第11、議案第48号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。よって、議案第48号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第48号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第12、議案第49号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。よって、議案第49号は、委員長の報告のと

おり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第49号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第13、議案第50号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。よって、議案第50号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第50号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第14、議案第51号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。よって、議案第51号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第51号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第15、議案第52号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。よって、議案第52号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第52号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第16、議案第53号、財産の取得についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。よって、議案第53号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第53号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第17 発議第4号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書について

日程第18 発議第5号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書について

日程第 19 発議第 6 号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充
を求める意見書について

日程第 20 発議第 7 号 防災対策の充実を求める意見書について

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第 17、発議第 4 号から日程第 20、発議第 7 号までの 4 議案を一括上程し、これを議題といたします。

上程しました会議議件名を、議会事務局長に朗読いただきます。

〔職員朗読〕

○議長（三輪一雅議員） 会議議件名の朗読が終わりました。

ここで、提出者による趣旨説明を求めます。発議第 4 号から第 7 号について、提出者は登壇の上、お願いします。

○5 番（加藤真人議員） 議長、5 番。

○議長（三輪一雅議員） 5 番議席、加藤真人議員。

○5 番（加藤真人議員） 発議第 4 号の趣旨説明を申し上げます。別紙の意見書案の朗読をもって、説明に代えさせていただきます。

「義務教育費国庫負担制度の充実」を求める意見書（案）。

趣旨といたしまして、義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源を確保すること。

その理由は、義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」をはかるため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。教育の全国水準と機会均等を確保する義務教育の基盤をつくるためには、教職員の確保、適正配置、資質向上および教育環境整備等諸条件の水準を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠です。

かつては対象であった教材費等は、1985 年に対象外とされ、現在も地方財政措置による一般財源としての措置となっています。義務教育の水準が各自治体の財政力に左右されることなく安定的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額がきわめて重要と考えるところです。

教育の現場では、急速に ICT 化がすすめられ、一人一台端末の整備がおこなわれました。この間、その整備状況における自治体間格差を埋めるための国によるさまざまな予算措置により、一定の成果が見られる一方で、統合型校務支援システムの整備状況においては、依然として大きな格差がある状況も残されています。また、2024 年度 4 月に公表された文科省の調査資料では、学校ネットワークの通信回線の帯域確保の状況に地域間格差があり、改善の必要性が示されています。子どもたちの学びの格差につながらないように、これらの環境整備についても一般財源ではなく国庫負担による財源の確保がなされるべきです。

また、2021年8月改正の学校教育法施行規則に新たに定められた情報通信技術支援員、特別支援教育支援員、教員業務支援員、あるいは学校図書館法に定められている学校司書についても地財措置はあるものの各自治体の一般財源となる措置であり、結果的に自治体間格差が生じ、教育水準と機会の均等が図られているとは言えない状況となっています。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。義務教育については、国が責任を果たすとの理念にたち、教育に地域間格差が生じないように、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより、措置の対象の拡充をふくめた制度の更なる充実が求められます。

以上のような理由から、地方自治法第99条の規程により意見書を提出するものでございます。

意見書の提出先は、財務大臣宛でございます。

次に、発議第5号の説明を申し上げます。「教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充」を求める意見書案です。

趣旨といたしまして、子どもたちの「豊かな学び」の保障に向け、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充をおこなうこと。

その理由は、2021年4月、国の学級編制の標準が40年ぶりに改善され、小学校35人学級が段階的に実現することとなりましたが、依然として、わたしたちが求めつづけている学校現場の人的配置の充実の声は反映されていません。2024年度の教職員定数については、小学校高学年における教科担任制の強化、定年引上げにともなう特例定員による定数増はあったものの、教職員の自然減を大きく上まわるものではありません。また、在籍する児童生徒が増加傾向にある特別支援学級、特別支援学校の学級編制基準、中学校高等学校の教職員定数改善についても道筋が示されていません。

そのような中、全国的に「教員不足」、「教職員未配置」の問題が深刻化しています。三重県においても2023年度以降、4月当初から欠員が生じており、その状況は学期を追うごとに深刻化する傾向にあります。2024年1月現在未配置65人、非常勤での補充109人、三重県教職員組合の調べであります。

当然満たされるべき定数の教職員が学校現場に配置されていない現状は極めて深刻で、子どもたちの教育にも直接影響をおよぼす課題であり、教育現場の多忙化をさらに深刻化させるものです。教職員が心身ともにゆとりをもって子どもたちとむきあい、日々の教育活動を創り出していくことは、子どもたちの「豊かな学び」の保障につながります。子どもたちが安全・安心に学べる学校としていくためにも、教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行およびすべての校種における新たな教職員定数改善計画の策定と実施が強く望まれます。

一方、日本の教育費の公財政支出はOECD加盟諸国の平均の約70%程度と大きく下

回っており、結果として私費負担の割合が高くなっています。物価等の生活費の高騰による保護者の負担増など、家計の厳しい状況がつづくなか、教育のICT化にともなう機器の整備費や通信費等、新たな保護者負担も生じています。教育費の公財政支出を充実させ、保護者負担の軽減を図ることは喫緊の課題です。教育予算を拡充し、教育条件整備をすすめていくことが、山積する教育課題の解決へとつながり、そして、子どもたち一人ひとりの「豊かな学び」を保障することになると考えます。

以上のような理由から、地方自治法第99条の規程により意見書を提出するものでございます。

意見書の提出先は、文部科学大臣宛でございます。

次に、発議第6号の説明を申し上げます。「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書の案でございます。

趣旨といたしまして、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度を拡充すること。

その理由は、厚生労働省の「国民生活基礎調査（2022年）」によると、「子どもの貧困率」は11.5%、およそ子ども9人に1人の割合で貧困状態にあるとされています。また、大人が1人の世帯の相対的貧困率は44.5%と極めて高く、大人が2人以上いる世帯の相対的貧困率8.6%を大きく上回っています。そのような中、円安等を要因とする物価高、そのことによる実質賃金の低下が続き、子どもたちにとって厳しい経済状況となっています。

2024年度が最終年度となる「第二期三重県子どもの貧困対策計画」の基本理念には、「生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況をめざす」と示されています。今後、この計画は、「こども大綱」を勘案して三重県が作成する「こども計画」に引きつがれることとなります。貧困の連鎖を断ちきるための教育に関わる公的な支援はきわめて重要であり、支援を必要とする子どもたちや家庭に対して、相談体制を今以上に充実させる取り組みを含め、就学・修学保障制度のさらなる拡充が必要と考えます。

高等学校等就学支援金制度においては、標準的な修業年限を超過した場合、就学支援金の対象外となることや、履修単位数によって授業料を定めている場合に支給上限が設定されていることなど改善すべき課題があります。また、高校生等奨学給付金制度における第一子と第二子以降に対する給付額の差の解消や専攻科生徒への修学支援制度における国庫負担の割合の引上げについて国の責任においてさらにすすめていくことが求められます。

また、児童手当の充実等の子ども関連施策についても、確実な実施とさらなる充実、国による十分な財源確保が求められます。

以上のような理由から、地方自治法第99条の規程により意見書を提出するものでござ

います。

意見書の提出先は、文部科学大臣宛でございます。

次に、発議第7号の説明を申し上げます。「防災対策の充実を求める意見書」（案）。

趣旨といたしまして、子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をはかること。

その理由は、2024年1月1日の能登半島地震では、建物の倒壊や津波等により、多くの死傷者が出ました。「三重県災害時学校支援チーム」が派遣された輪島市では、養護教諭による子どもたちの心のサポートや事務職員としての知識や技術を活用した支援活動なども大きな成果としてあげられています。今回の支援活動を通じて得られた経験や知見をいかし、学校支援のあり方を考えていかなければなりません。

2022年12月現在、三重県においては、公立小中学校の全体の25.1%にあたる124校の小中学校が、県の公表する津波浸水想定区域内に立地し、うち108校は避難所に指定されています。時間的に余裕をもって避難できる高台が周辺になく、津波に対する安全性が確保されない学校については、高台移転や高層化などの対策が求められています。木曾岬町においては、津波が発生した場合に町内のほとんどが浸水してしまうことから、高齢者などの配慮が必要な町民を事前に避難させられるように、いなべ総合学園と協定を結んでいます。そのための非常食などの物資は町費で準備するなど災害時への備えがされています。

国による津波対策のための不適格改築事業については、2015年に制度の拡充がなされたものの、補助要件である「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波防災推進計画」の策定は全国的にもすすんでおらず、支援制度の活用がむずかしい状況です。補助要件の緩和、補助対象の拡大等支援制度のさらなる拡充を求めます。

災害は、いつどこで発生するかわかりません。避難所の運営に関しては、それぞれの自治体が施設やスペース、資材、人材を十分に確保するためにも、国からの財政的支援の充実が不可欠です。性やプライバシーに関する課題への対応、外国人、介助・介護が必要な高齢者、障がい者、女性、乳幼児への配慮など、まだまだ改善すべき課題は山積しています。国の責任において、安心して被災者が避難できるように備えるべきです。過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えのもと、防災に関わる施策がさらに充実されることを強く望むところです。

以上のような理由から、地方自治法第99条の規程により意見書を提出するものでございます。

意見書の提出先は、文部科学大臣宛でございます。

以上、意見書案4件の趣旨説明とさせていただきます。ご賛同の程、よろしくお願いたします。

○議長（三輪一雅議員） ありがとうございます。これより、発議第4号から発議第7号の

意見書4件に対する質疑に入ります。この件について、何かご質疑がございましたら、ご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑もないようですので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。発議第4号から発議第7号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これより討論に入ります。討論は一括討論といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認め、一括討論とします。討論のあります方は、ご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 特に、討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

ただいま上程中の、発議第4号、義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書についてから発議第7号、防災対策の充実を求める意見書についてまでの4議案について、一議案ごとに採決を行います。

日程第17、発議第4号、義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。よって、日程第17、発議第4号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

可決しました意見書は、事務局より直ちに送付いたさせます。

次に、日程第18、発議第5号、教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。よって、日程第18、発議第5号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

可決しました意見書は、事務局より直ちに送付いたさせます。

次に、日程第19、発議第6号、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。よって、日程第19、発議第6号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

可決しました意見書は、事務局より直ちに送付いたします。

次に、日程第20、発議第7号、防災対策の充実を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。よって、日程第20、発議第7号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

可決しました意見書は、事務局より直ちに送付いたします。

日程第21 議員派遣の件

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第21、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元のタブレットご覧のとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元のタブレットご覧のとおり派遣することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これにて、令和6年第3回木曾岬町議会定例会を閉会といたします

午前 9時37分閉会

○議長（三輪一雅議員） 議員の皆様方には、今期定例会が9月2日から本日までの16日間の日程で開催され、議案審議には、十分な調査と活発なご議論をいただき、円滑な議事進行と議会運営により、本定例会を無事終えることで、住民の皆さんの負託にもお応えすることが出来ましたこと、厚く御礼申し上げます。

また、加藤町長をはじめ、執行部の方々におかれましては、この度、可決決定した議案を、住民福祉の向上と町政の進展に繋げるため、適正かつ的確に執行していただくことをお願いするとともに、長期間の議会審議にご出席いただき、誠にありがとうございました。

この会議録は、書記が記載したものであるが、この会議録の経過内容は正確であることを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
